

令和4年産用

# 収支計算の手引

(農業所得の計算用)

氏 名

---

高山村役場 住民税務課税務係

● この収支計算の手引は、収支内訳書の様式に沿って作成してあります。

● 日々の記帳をこまめに行いましょう。

● 帳簿などの保存

決算が終わった帳簿は7年間、棚卸表・納品書・請求書などの書類は5年間、住所地か居住地に保存しておかなければなりません。

書類は、収入、経費などの取引の種類別、日付順に整理するようになさってください。

● 消費税の軽減税率制度の実施に伴う区分経理

消費税の課税事業者で、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある方は、税率ごとに分けて記帳するなどの経理（区分経理）を行うことが必要となります。

区分経理の方法については、国税庁ホームページに掲載されている「帳簿の記帳のしかた」や「消費税の軽減税率に対応した経理・申告ガイド（令和元年6月）」などをご参照ください。

# 1 収 入

## (1) 販 売 金 額

- ① 販売金額は消費税や農協・市場手数料などの出荷経費を差し引く前の金額です。
- ② 昨年の期末棚卸の販売金額も、ここに記入してください。
- ③ 本年中に販売し、まだ実際にお金を受け取っていない場合も本年の販売金額になります。
- ④ 米は、玄米の数量で記入してください。

【単位:円】

本年収穫し本年販売したもの、及び昨年からの棚卸しを販売したものを記入してください。						
種 類	作付面積 (a)	重量 (kg)	精算額合計 (A)	上乗せ消費税 (B)	販売額合計 (A)+(B)	備 考
水 稻 ( 玄 米 )						
	小 計		(収支内訳書裏面の明細に転記)			
野  菜						
	小 計		(収支内訳書裏面の明細に転記)			

種 類	作付面積(a)	重量(kg)	精算額合計 (A)	上乗せ消費税 (B)	販売額合計 (A)+(B)	備 考
果 樹 (ぶどう・りんご・桃・その他果樹)						
	小 計		(収支内訳書裏面の明細に転記)			
<b>販売金額合計</b> (水稲、野菜、果樹の計)	(収支内訳書表面の ① に転記)				3つ 合計する	

## (2) 家事消費の計算

- ① 収穫した農産物を自分で食べたり親戚等に贈答した場合には、この家事消費に記入します。
- ② 農産物を販売している場合は、荷造りに要する経費を差し引いた単価で計算します。
- ③ 販売がない場合は、市場価格を参考に計算します。

【単位：円】

種 類	作付面積(a)	消費量(kg) (A)	単 価(円) (B)	家事消費金額 (A) × (B)	備 考
水 稲					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
野 菜					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
果 樹					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
<b>家事消費合計</b>		収支内訳書表 ② に転記			3つ合計する

## (3) 雑収入

【単位：円】

種 類	金 額	説 明
わら、もみ殻などの販売収入		販売した年の収入
中山間地域等直接支払交付金		個人配分分と共同取組分の合計
自主流通米などの米の追加精算金		通知があった年の収入金
果樹(ぶどう)の追加精算金		
果樹(りんご)の追加精算金		
果樹(その他)の追加精算金		
農作業受託手数料		仕事の完成時の収入金額
農業共済金の収入		災害を受けた年の収入
<b>雑 収 入 合 計</b>		(収支内訳書表面の③に転記)

## (4) 農産物の棚卸高

### 期末棚卸

- ① 12月31日に在庫となっている農産物について、その金額を記入します。
- ② 棚卸数量がごくわずかな場合は、省略してかまいません。
- ③ 単価は、出荷した販売金額から市場手数料や運賃・包装費等を除いた金額の単価です。

種 類	作付面積(a)	年末在庫(kg) (A)	単 価(円) (B)	棚卸金額(円) (A) × (B)	備 考
水 稲					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
野 菜					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
果 樹					
	小 計		収支内訳書明細裏に記入		
<b>期末棚卸高合計</b>		収支内訳書表 ⑥ に転記			3つ合計する

### 期首棚卸

- ① 昨年の12月31日に在庫となっていた農産物について、その金額を記入します。  
(昨年の数字をそのまま記入してください)

種 類	年末在庫(kg) (A)	単 価(円) (B)	棚卸金額(円) (A) × (B)	備 考
水稲				
野菜				
果樹				
<b>期首棚卸高合計</b>			収支内訳書表 ⑤ に転記	3つ合計する

## 2 必 要 経 費

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは、農業経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は経費になりません。

### ⑧ 雇人費

雇人に支払う給与や賃金など

※ 家族への支払いは費用になりません。

住 所	氏 名	作業名	日数	支払金額(円)
合 計	収支内訳書 ⑧			

### ⑨ 小作料・賃借料(利用料)

農地の借地料、農具等の賃借料、ライスセンターなどの利用料

住 所	氏 名 (名称)	内 容	支払金額(円)
合 計	収支内訳書 ⑨		

### ⑩ 減価償却費

取得価格が10万円以上の農機具や建物

12 ページにより計算してください	減価償却費
収支内訳書 ⑩	

## イ 租税公課

農業用の土地・建物の固定資産税、軽自動車税、消費税、組合費など

(所得税や村県民税、国民健康保険税や国民年金保険料などは経費になりません)

種 類	支払金額(円)	あん分率	経 費(円)
合 計	収支内訳書 イ		

## ロ 種苗費

なえ、たねなどの購入費

購入月日	購 入 先	内 容	金 額(円)
合 計	収支内訳書 ロ		

## ニ 肥料費

化学肥料、堆肥、わらなどの購入費

購入月日	購 入 先	内 容	金 額(円)
合 計	収支内訳書 ニ		



## へ 農具費

取得価格が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費

購入月日	購入先	内容	金額(円)
合計	収支内訳書 へ		

## ト 農薬・衛生費

農薬の購入費、共同防除費など

購入月日	購入先	内容	金額(円)
合計	収支内訳書 ト		



## ヌ 動力光熱費

農業機械に使ったガソリン代や軽油代、倉庫の電気代、水道代など

購入月日	購入先	内容	金額(円)
合計	収支内訳書 ヌ		

## ル 作業用衣料費

作業服や雨具、作業くつ、手袋、帽子などの購入費

購入月日	購入先	内容	金額(円)
合計	収支内訳書 ル		

### ヲ 農業共済掛金

農業共済の掛金、農業用建物などの保険料

内 容	金 額(円)
合 計	収支内訳書 ヲ

### ワ 荷造運賃手数料

販売に要した、農協等への販売手数料、運賃、ダンボールなどの包装費等

支 払 先	内 容	金 額(円)
合 計	収支内訳書 ワ	

### カ 土地改良費

土地改良費、水利組合負担金のうち維持管理費相当の費用

内 容	金 額(円)
合 計	収支内訳書 カ

ヨ

内 容		金 額(円)
合 計	収支内訳書 ヨ	

タ

内 容		金 額(円)
合 計	収支内訳書 タ	

**ツ 雑費**

研修費、事務用品、電話代、切手代、新聞や雑誌購入代など

月 日	支 払 先	内 容	金 額(円)
合 計		収支内訳書 ツ	

# 減価償却費の計算

- 1 建物や農機具等のように、使用することにより価値が減少する資産を、減価償却資産といいます。（取得価格が10万円以上のもの）
- 2 取得価格が10万円～20万円未満のものは、均等に3年間で経費にできます。
- 3 主なものは、軽トラック、スピードプレイヤー、乗用トラクター、稲作用の農機具、乗用草刈機、ブドウ棚、農業用倉庫やパイプハウスなどです。
- 4 計算方法

## (1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

### ① 償却可能限度額(取得価格の95%相当額)まで償却します。

(取得価格-残存価格) × 償却率 × 本年分の償却期間 × 事業割合

- ・ 取得価格 購入したときの価格
- ・ 残存価格 10%(1割)
- ・ 償却率 定額法(毎年同じ金額)による率
- ・ 本年中の償却期間 購入した年は買った月を含めて月割する  
その後の年は12月分となる
- ・ 事業割合 事業用と生活用の割合をあんぶんした率

名 称 機械等の名称	取得年月 購入年月	取得価格 買ったときの価格 A	償却の基礎になる額 A × 0.9	耐用年数 年	償却率 率	本年中の償却期間 〇/12月	事業割合 率	本年の必要経費 円
例 木造建物(店舗)	H19/3	8,000,000	7,200,000	22	0.046	12 / 12	50%	165,600
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
						/ 12		
① 償却分の小計								

### ② 償却可能限度額に達した翌年から5年間で、1円まで均等償却します。

(取得価格-取得価格の95%) ÷ 5年 (5年目に、1円を残します。)

名 称 機械等の名称	均等償却 開始年	取得価格 買ったときの価格 A	償却可能限度額 A × 0.05 B	5年均等償却額 B ÷ 5	事業割合 率	本年の必要経費 円
例 木造建物(店舗)	H10	8,000,000	400,000	80,000	50%	40,000
② 償却額の small 小計						

※ ②の償却方法は、平成20年分以後の確定申告より適用されます。

## (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

③ 償却可能限度額及び残存価格が廃止され、耐用年数経過時において1円まで償却します。

取得価格×償却率×本年分の償却期間×事業割合

- ・ 取得価格 購入したときの価格
- ・ 償却率 定額法(毎年同じ金額)による率
- ・ 本年中の償却期間 購入した年は買った月を含めて月割する  
その後の年は12月分となる
- ・ 事業割合 事業用と生活用の割合をあんぶんした率

※ 耐用年数経過時において、1円を残します。

名 称 機械等の名称	取得年月 購入年月	取得価格 買ったときの価格 A	耐用年数 年	償却率 率	本年中の償却期間 ○/12月	事業割合 率	本年の必要経費 円
例 軽トラック	H31/4	1,000,000	4	0.25	9 / 12	80%	150,000
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
					/ 12		
③ 償却分の小計							
合 計	5ページの減価償却費に転記(収支内訳書の⑩へ)						

### ◎ 耐用年数の変更(平成21年分の確定申告より適用)

平成20年度税制改正において、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに法定耐用年数が見直され、平成21年分の確定申告から適用されます。

農業用の機械及び装置については、従来、5年や8年のものが多くありましたが、それらが全て7年に改正されました。この他に、生物や構築物についても追加されたり変更されたものがあります。

減価償却の額は、平成20年以前に取得した減価償却資産も含めて、新しい法定耐用年数の償却率により計算することとなります。

詳しい計算例は、14ページに記載してあります。





# 主な減価償却資産の耐用年数

種類	用途・構造	細目(主なもの)	旧耐用年数 H20まで	新耐用年数 H21～	
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート、 鉄筋コンクリート造	店舗用	39	39	
		車庫用、格納庫用	38	38	
		作業場、倉庫用	38	38	
	金 属 造	骨格材の肉厚 (4mmを超えるもの)	店舗用、住宅用等	34	34
			車庫用、格納庫用	31	31
			作業場、倉庫用	31	31
	骨格材の肉厚 (3mmを超え4mm以下)	店舗用、住宅用等	27	27	
		車庫用、格納庫用	25	25	
		作業場、倉庫用	24	24	
	骨格材の肉厚 (3mm以下)	店舗用、住宅用等	19	19	
車庫用、格納庫用		19	19		
作業場、倉庫用		17	17		
木造・合成樹脂造	店舗用、住宅用等	22	22		
	車庫用、格納庫用	17	17		
	作業場、倉庫用	15	15		
木骨・モルタル造	店舗用、住宅用等	20	20		
	車庫用、格納庫用	15	15		
	作業場、倉庫用	14	14		
構築物	主としてコンクリート造、レン ガ造、石造又はブロック造の 構築物	○果樹又はホップ棚 斜降索道設備及び牧さく	17	14	
		○その他のもの	20	17	
	主として金属造の構築物	○斜降索道設備	13	14	
		○その他のもの(ビニールハウス)	15		
	主として木造の構築物		5	5	
その他の構築物		8	8		
農機具	トラクター	歩行用トラクター	5	7	
		その他のもの(乗用型)	8	7	
	耕うん整地用機具	ロータリー、うねたて機、畦ぬり機、管理機等	5	7	
	栽培管理用機具	マニアスプレッダ、田植機、育苗機、播種機、 スプリンクラー、走行式作業台、動力剪定機、 稲わら収集機	5	7	
	防除用機具	動力散布機、動力噴霧機、スピードスプレイ ヤー	5	7	
	穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、わら処理カッター	5	7	
		普通型コンバイン、脱穀機、もみすり機、穀物 乾燥機、ウインドロウアー	8	7	
	運搬用機具	動力運搬車、モノレールカー	4	7	
その他	主として金属製のもの	10	7		
	その他のもの	5	7		
車 輦	一般用	軽トラック(軽自動車)	4	4	
		普通トラック(ダンプ式)	4	4	
		普通トラック(普通貨物自動車)	5	5	
生 物	りんご樹	わい化	20	20	
		その他のもの	29	29	
	ぶどう樹	温室ぶどう	10	12	
		その他のもの	12	15	
	なし樹		20	26	
	桃 樹		12	15	
	桜 桃 樹		20	21	
	く り 樹		25	25	
梅 樹		25	25		
かき樹		35	36		
その他	事務機器及び通信機器	パソコン	4	4	

## ○ 減価償却資産の償却率表

耐用 年数	平成19年4月1日以後取得	平成19年3月31日以前取得
	定額法償却率	旧定額法償却率
2	0.500	0.500
3	0.334	0.333
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.167	0.166
7	0.143	0.142
8	0.125	0.125
9	0.112	0.111
10	0.100	0.100
11	0.091	0.090
12	0.084	0.083
13	0.077	0.076
14	0.072	0.071
15	0.067	0.066
16	0.063	0.062
17	0.059	0.058
18	0.056	0.055
19	0.053	0.052
20	0.050	0.050
21	0.048	0.048
22	0.046	0.046
23	0.044	0.044
24	0.042	0.042
25	0.040	0.040
26	0.039	0.039
27	0.038	0.037
28	0.036	0.036
29	0.035	0.035
30	0.034	0.034
31	0.033	0.033
32	0.032	0.032
33	0.031	0.031
34	0.030	0.030
35	0.029	0.029
36	0.028	0.028
37	0.028	0.027
38	0.027	0.027
39	0.026	0.026
40	0.025	0.025
41	0.025	0.025
42	0.024	0.024
43	0.024	0.024
44	0.023	0.023
45	0.023	0.023
46	0.022	0.022
47	0.022	0.022
48	0.021	0.021
49	0.021	0.021
50	0.020	0.020

科 目			金 額 (円)	科 目			金 額 (円)			
収 入 金 額	販 売 金 額		①		経 費	そ の 他 の 経 費	修 繕 費		リ	
	家 事 消 費 金 額		②				動 力 光 熱 費		ヌ	
	雑 収 入		③				作 業 用 衣 料 費		ル	
	小 計		④				農 業 共 済 掛 金		ヲ	
	農産物の棚卸高	期 首	⑤				荷 造 運 賃 手 数 料		ワ	
		期 末	⑥				土 地 改 良 費		カ	
	合 計		⑦						ヨ	
経 費	雇 人 費		⑧						タ	
	小 作 料、賃 借 料		⑨						レ	
	減 価 償 却 費		⑩						ソ	
	貸 倒 金		⑪				雑 費		ツ	
	利 子 割 引 料		⑫				農産物以外の棚卸高	期 首	ネ	
	そ の 他 の 経 費	租 税 公 課		イ					期 末	ナ
		種 苗 費		ロ				経費から差引く果樹、牛馬等の育成費用		ラ
		素 蓄 費		ハ		小 計		⑬		
		肥 料 費		ニ		経 費 計		⑭		
		飼 料 費		ホ		専従者控除前の所得金額		⑮		
		農 具 費		ヘ		専 従 者 控 除		⑯		
農 薬 費 衛 生 費		ト		所 得 金 額		⑰				
諸 材 料 費		チ		事業専従者の氏名等(年齢)		続柄	従事月数	控 除 額		
				( )						
				( )						
				( )						
				専 従 者 控 除 額 合 計						